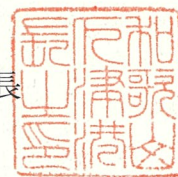


港長公示第 08－ 1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

和歌山下津港長



海上花火大会の実施に伴う航泊の禁止について

和歌山下津港和歌山区南区において「港まつり花火大会」が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に従事する船舶及び官公庁船（搭載艇を含む）を除く。

なお、雨天等により海上花火大会が中止された場合には本制限は実施しない。

記

1 期間

令和 8 年 7 月 25 日（土）19：00～21：30

2 区域

北緯 34 度 12 分 37 秒、東経 135 度 8 分 30 秒の位置を中心とした半径 275 メートルの円及び陸岸に囲まれた海域（航泊禁止区域（略図）参照）

3 標識等

（1）航泊禁止区域を明示するため、航泊禁止区域（略図）のとおり

灯浮標（単閃黄光、毎 4 秒 1 閃光、光達距離 2.7 km）3 基

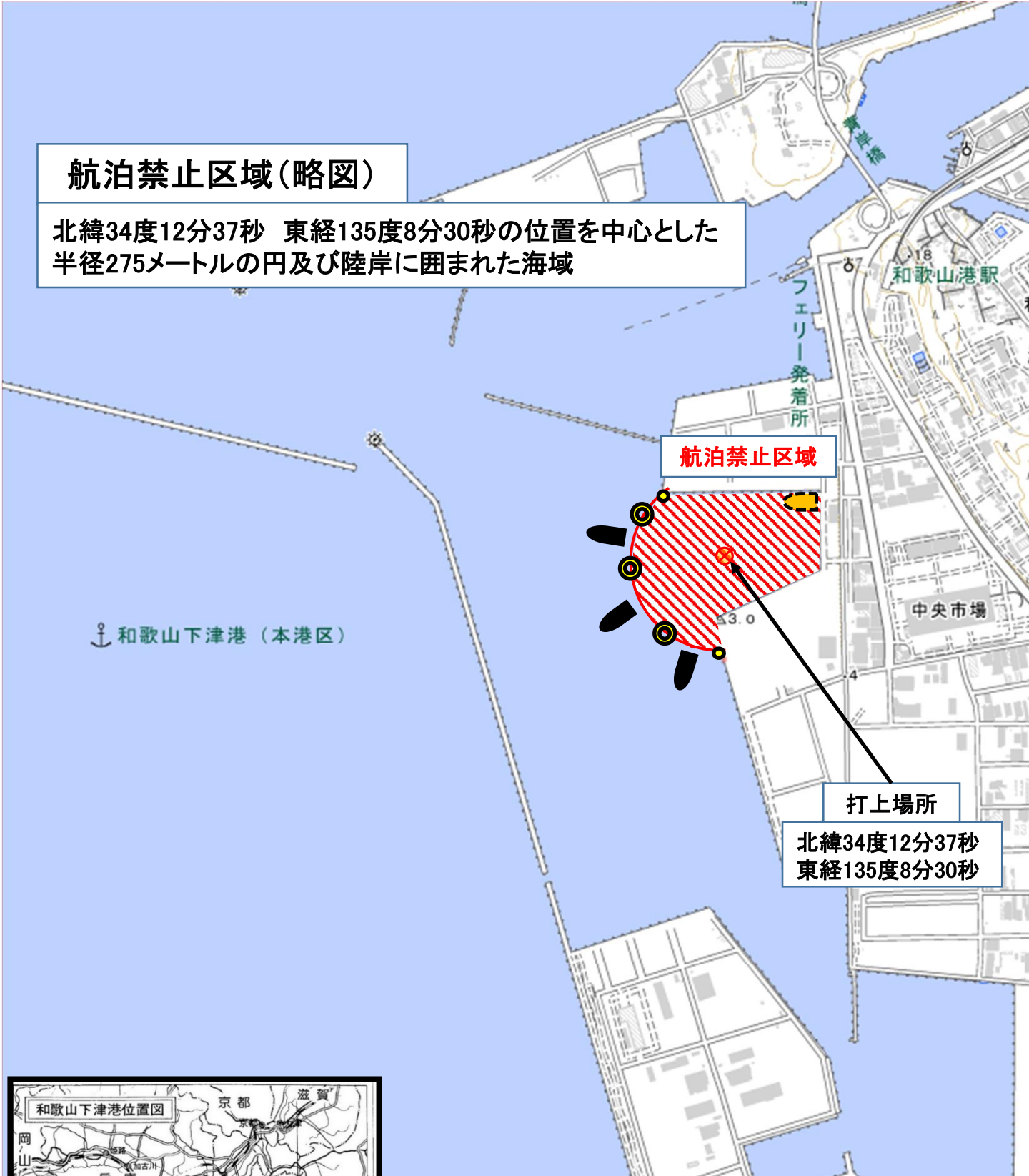
点滅灯（単閃黄光、毎 3 秒 1 閃光、光達距離 3.0 km）2 基

を設置している。

（2）航泊禁止区域付近には警戒船 3 隻が配備されている。

航泊禁止区域(略図)

北緯34度12分37秒 東経135度8分30秒の位置を中心とした
半径275メートルの円及び陸岸に囲まれた海域



和歌山下津港 (本港区)

航泊禁止区域

打上場所

北緯34度12分37秒
東経135度8分30秒

和歌山下津港位置図



凡例



警戒船



救助船



灯浮標(単閃黄光、毎4秒に1閃光、光達距離2.7km)



点滅灯(陸上に設置、単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離3.0km)